

川越市学校関連施設 LED 照明器具賃貸借事業 仕様書

1. 件名

川越市学校関連施設 LED 照明器具賃貸借事業

2. 目的

本事業は教育施設の既存照明関連設備を LED 照明器具等へ交換し、消費電力を削減することにより、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに電気料金及び修繕費用等の財政負担の軽減並びに維持管理に要する事務負担の軽減を図ることを目的として実施するものである。

3. 対象施設の名称及び住所

別紙 1「対象施設一覧」のとおりとする。

4. 事業期間

設置期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月 30 日まで

リース期間：令和 9 年 10 月 1 日から 10 年間（120 か月）

※本事業で設置した設備の所有権は、リース期間終了後、当市に無償（手続きにかかる費用を含む。）で譲渡するものとする。

※設置期間中に作業完了した LED 照明器具については、リース期間開始前であっても使用を認めること。

なお、設置期間中には、リース料金は発生しないこととする。

※支払は、毎月払いとする。

なお、各年度における毎月の支払いに 1 円未満の端数が生じる場合は、その年度の最初の支払い時に精算するものとする。

5. 業務内容

（1）現地調査及び詳細協議

賃貸人は、別紙 2「既設照明一覧表」を基に、記載内容と現地との整合確認のために必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

なお、調査等において疑義が生じた場合には、速やかに当市へ報告し、協議すること。

（2）施工計画書の提出

本契約締結後、速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画、現場責任者選任、現場責任者経歴書、現場責任者資格写し、緊急連絡網）を作成

し提出すること。

(3) LED 照明器具への設置作業に係る業務

(ア) 施工管理する業者は、「川越市学校関連施設 LED 照明器具賃貸借事業実施要領」に記載している「参加資格」に該当すること。

(イ) 賃貸人は、工事着手前に、施設管理者と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を当市に報告すること。

また、このほか当市が必要と認めるときは、打合せ協議を実施すること。

なお、施工については平日夜間、土日祝日の作業も認めるが、実施日については事前に施設管理者と協議すること。

(ウ) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。

(エ) 施工にあたっての安全管理については、当市と打合せを行い、施設運営への影響が最小限になるよう配慮するとともに、賃貸人の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、施工により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、賃貸人の負担により対処すること。

(オ) キュービクル及び分電盤内で結線等の作業が必要な場合、賃貸人は施設を管理する電気主任技術者と協議・調整を行うこと。

(カ) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(キ) 既設照明器具撤去に伴い、天井改修が必要な場合は、これを賃貸人の負担で行い、現状復旧を行うこと。

(ク) 照明の配置については、原則、現状と同じ位置とする。

(ケ) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に当市及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

(コ) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の当市敷地内における必要な場所の確保については、事前に施設管理者等と協議し承諾を得ること。

(サ) 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、当市及び施設管理者と協議の上、原則、賃貸人がこれを行うこと。

(シ) 作業中は、粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。また、作業終了後は清掃を行うこと。

(ス) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。

(セ) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、当市と協議の上、関係法令を遵守し賃貸人が適切に処分すること。PCB を含む安

定器があった場合には、取扱いについて別途、当市と協議するものとする。

- (ソ) アスベスト含有のおそれがある既設天井ボード等に開口を設ける必要がある場合、別途当市と協議上、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえで適切な方法で作業を行うこと。
- (タ) 設置場所においてリース期間開始日の前日までに交換機器を使用できる状態にすること。

(4) 検査

検査について、以下のとおり実施する。

- (ア) 作業が完了した施設は、速やかに工事完了報告書を当市に提出し検査を受けること。
- (イ) 足場(脚立足場を除く)を使用して設置作業を行った箇所については、事前に当市に報告し、足場解体前に検査を受けること。
- (ウ) 検査には当市の立会いのもと行うこと。
- (エ) 検査で是正指示のあった箇所については、賃貸人の責においてリース期間開始日前日までにこれを是正し、是正報告(是正前後写真の提出等)を行うこと。

(5) 維持・管理に係る業務

- (ア) 賃貸人は、当市の検査後、リース期間開始日より、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- (イ) リース期間中、不可抗力による損害(地震、噴火、津波による被害、暴動、戦争による損害)を除き、器具不良あるいは経年劣化等により、LED 照明器具が正常に動作しなくなった場合は交換等を実施するものとし、この作業に必要な LED 照明器具及びその関連部品・消耗品等並びに技術者の派遣及び作業等の費用は、すべて賃貸人の負担とする。なお、この場合において、導入した LED 照明器具と同一製品が生産中止等により納入困難な場合は、同等以上の性能・規格を有する代替品を用意すること。
- (ウ) 賃貸人は、当市からの保守管理の連絡窓口を設け、市が当該窓口に機器の修理、交換等を依頼した際には、速やかに修理すること。また、施工について当市及び施設管理者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨(対応日、対応者、原因、措置内容等)を発注者に書面で報告すること。
- (エ) 賃貸人は、年度ごとに、修繕等の記録及び履歴を市に報告すること。
- (オ) リース期間中に照明の移設、増設又は配線作業等が必要になった場合、賃借人は移設作業について対応すること。なお、移設費用については別途

協議とする。

- (カ) 賃貸人は、動産総合保険等に参加するなどして、不測の損害に備えること。

(6) 施設別 LED 照明台帳の作成

LED 照明器具が、当該リースの対象機器か否かの判別がつくよう、照明器具に本契約のリース物品であることを表記したラベル等を付すとともに、別途施設別に台帳を作成すること。

なお、台帳の形式は当市と予め協議すること。(別紙 3「LED 照明台帳(案)」)

6. LED 照明器具の仕様等

(1) 共通

- (ア) 原則器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、市との協議の上で選定すること。
- (イ) 照明器具、ランプ及び付属部品等は原則として新品に交換すること。
- (ウ) 交換する器具は、原則、既存照明器具と同形状、同構造のものとする。

なお、校舎内の黒板灯をはじめとした吊下げ型器具は耐震の観点から直付型器具に変更の上、器具更新を行うこと。

- (エ) LED 照明器具は、別紙 2「既設照明一覧表」に示す既設照明器具と同等以上で、各種法令、規格及びガイドライン等に適合した製品であること。
- (オ) 交換する器具は、照明器具は、最新の JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」、「ダウンライト形」、「高天井形」、「確認外」のそれぞれに登録対応器種を有し、日本国内に本社を有するメーカー製品とすること。
- (カ) 電線等既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものでない場合は、当市と協議の上、交換又は補強及び落下防止金具を取り付けるなど、安全性を確保すること。
- (キ) 照明器具には、本契約のリース物品であることを表記したラベル等を付すこと。
- (ク) 既存照明器具に防球ガードがある場合は、交換器具についても設置し、落下防止金具を設置すること。既設防球ガードが使用できる場合は既設流用して差し支えないが、交換器具の形状に合わない場合や、防球ガードが著しく劣化している場合は新規で設置すること。
- (ケ) 日本産業規格 (JIS) 及び日本電気工業規格 (JIM)、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

- (コ) ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーの製品とすること。
- (サ) 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- (シ) LED 照明器具の製造・販売の実績が 10 年以上あるメーカーの製品とすること。
- (ス) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。
- (セ) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (ソ) 屋外ポール灯については照明器具のみ更新とすること。
また、屋外ブラケット照明も同様とすること。
- (タ) 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- (チ) 既存照明器具と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- (ツ) 既存照明器具のうち、既に LED 化されているものは更新対象としないこと。

(2) 性能等

- (ア) 原則、既存配線およびスイッチを再利用すること。ただし、老朽化等により再利用が困難な場合、この限りではない。
- (イ) フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- (ウ) 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する LED 照明器具も同様に付属機器及び機能を付けること。
- (エ) 調光または人感センサーにより点灯及び消灯される既設照明器具については、LED 照明器具への交換後も調光または人感センサーにより点灯及び消灯できること。このとき調光スイッチは LED 照明器具に適合したものに置き換えること。
- (オ) 入力電圧は設置場所の配電電圧に適合したものであること。

7. 履行体制

(1) 概要

賃貸人は、業務全般の管理、監督及び当市との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。

(2) 事業実施に関する事項

(ア) 誠実な業務遂行

- ① 賃貸人は、本仕様書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市と賃貸人の両方で誠意を

もって協議することとする。

(イ) 事業期間中の賃貸人と市の関わり

賃貸人は、賃貸人の責のもと本事業を遂行し、市は契約に定められた方法により、事業実施状況について双方が確認を行う。

(ウ) 市と賃貸人との責任分担

事業契約内容が達成できないことによる損失は、原則として、賃貸人が負担する。

ただし、天災や経済状況、運営状況の大幅な変動等、賃貸人の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

8. 業務実施方針

賃貸人は、本事業を実施するにあたり、次のことを留意すること。

- (1) 本契約締結後、施工計画を基に、当市と十分に協議すること。
- (2) 業務中に発生した事故等の対応は、賃貸人の責任において処理すること。
- (3) 当市が現場確認を求めた際は、これに応じること。
- (4) 本事業により導入した LED 照明器具は、リース期間終了後、当市にその所有権を無償譲渡すること。
- (5) リース料に係る債権は、譲渡または担保とすることはできない。
- (6) 業務中に疑義が生じた際は、当市と十分に協議すること。

9. その他特記事項

- (1) 本事業の履行にあたり、当市が提供した全ての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 履行の遂行にあたり、主たる部分以外の一部業務について、賃貸人が第三者に委託することを可能とする。(ただし、事前に再委託承諾申請書を市に提出すること。)